

## Ⅷ. お問い合わせ先

### お問い合わせ先等

○各章の内容に関するお問い合わせ等は、それぞれ下記までお願いします。

	経済産業省		環境省	その他の機関等
	貿易管理部 貿易審査課	産業技術環境局 環境指導室	適正処理・不法投棄対策室	
I. バーゼル法の制度・規制対象物		○	○	
II. 事前相談について				
相談窓口		○		○（注1）
制度のお問い合わせ		○	○	○（注2）
III. 輸出の手続きの概要	○	○	○	
IV. 外為法の輸出承認				
申請窓口	○			
V. 通告内容の変更について				
提出先	○		○	
VI. 輸出移動書類				
交付申請窓口	○			
VII. その他各種手続き				
提出先	○			
Ⅲ～Ⅶに関する制度のお問い合わせ（共通）	○	○	○	

注1：地方環境事務所及び経済産業省業務委託先（平成28年度は一般財団法人日本環境衛生センター）。事前相談の窓口の詳細については、本章の「事前相談の窓口・相談方法について」をご覧ください。

注2：地方環境事務所のみが対象です。

### 連絡先・所在地

○各担当部署の連絡先は、次のとおりです。

#### 【経済産業省】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課 有害廃棄物貿易審査班

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1659（直通）

F A X：03-3501-0997

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境指導室

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-1511（内線 3551）

F A X：03-3580-6329

電子メール：base1@meti.go.jp

#### 【環境省】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5501-3157（直通）

F A X：03-3593-8264

電子メール：env-base1@env.go.jp

#### 地方環境事務所

- 北海道

〒060-0808 札幌市北区北八条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎3階

北海道地方環境事務所

（電話）011-299-1952

（FAX）011-736-1234

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階

東北地方環境事務所

（電話）022-722-2871

（FAX）022-724-4311

- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県

〒330-6018 さいたま市中央区新都心1-1-2

明治安田生命さいたま新都心ビル18階

関東地方環境事務所

（電話）048-600-0814

（FAX）048-600-0521

- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2

中部地方環境事務所

（電話）052-955-2132

（FAX）052-951-8889

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

近畿地方環境事務所  
(電話) 06-4792-0702  
(FAX) 06-4790-2800

- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県  
〒700-0907 岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎 1 1 F  
中国四国地方環境事務所  
(電話) 086-223-1584  
(FAX) 086-224-2081
- 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県  
〒760-0023 香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6 階  
高松事務所  
(電話) 087-811-7240  
(FAX) 087-822-6203
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県  
〒860-0047 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階  
九州地方環境事務所  
(電話) 096-322-2410  
(FAX) 096-322-2466

#### 関連ウェブサイト

環境省：廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入に関するページ  
<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/>

経済産業省 特定有害廃棄物等の輸出入管理のページ  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/basel/basel.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/basel/basel.html)

#### 事前相談の窓口・相談方法について

##### (1) 相談窓口

輸出入する貨物の内容に応じて、以下のいずれかの機関でご相談を受け付けています。  
経済産業省（委託先である一般財団法人日本環境衛生センター（平成 28 年 12 月時点）を含む）では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできませんので、廃棄物の該非については、環境省の地方環境事務所にご相談ください。地方環境事務所にご相談の際には、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所にお問い合わせください。

なお、お問い合わせは、各機関の業務日の業務開始時間から、終了時間の概ね 1 時間前まで（個別にお知らせする場合は、その時間内）に限らせていただきます。

相談内容 (貨物内容)	相談先（管轄区域）	連絡先
バーゼル法・廃棄物 処理法	北海道地方環境事務所 (北海道)	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 札幌第 1 合同庁舎 3 階 (電話) 011-299-1952

		(FAX) 011-736-1234 (電子メール) REO-HOKKAIDO@env. go. jp
	東北地方環境事務所 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階 (電話) 022-722-2871 (FAX) 022-724-4311 (電子メール) REO-TOHOKU@env. go. jp
	関東地方環境事務所 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県)	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階 (電話) 048-600-0814 (FAX) 048-600-0517 (電子メール) HAIRI-KANTO@env. go. jp
	中部地方環境事務所 (富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 1階 (電話) 052-955-2132 (FAX) 052-951-8889 (電子メール) REO-CHUBU@env. go. jp
	近畿地方環境事務所 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階 (電話) 06-4792-0702 (FAX) 06-4790-2800 (電子メール) REO-KINKI@env. go. jp
	中国四国地方環境事務所 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎11階 (電話) 086-223-1584 (FAX) 086-224-2081 (電子メール) REO-CHUSHIKOKU@env. go. jp
	〃 高松事務所 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	〒760-0023 高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6階 (電話) 087-811-7240 (FAX) 087-822-6203 (電子メール) MOE-TAKAMATSU@env. go. jp
	九州地方環境事務所 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎B棟4階 (電話) 096-322-2410 (FAX) 096-322-2466 (電子メール) REO-KYUSHU@env. go. jp
バーゼル法のみ		

メタルスクラップ(注1)、プラスチックスクラップ(注2)、使用済みバッテリー、使用済み遊技機、触媒及び中古品(家電・自動車部品等)	一般財団法人 日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 (電話) 044-288-4941 (FAX) 044-288-4946 (電子メール) basel@jesc.or.jp
上記以外	経済産業省 産業技術環境局 環境指導室	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 (電話) 03-3501-1511 (内線 3551) (FAX) 03-3580-6329 (電子メール) basel@meti.go.jp

注1：メタルスクラップとは、鉄、アルミ、銅等の単体金属（合金を含む）及びこれら複合されたミックスメタルで、自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。

注2：プラスチックスクラップとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等。

<参考> 輸出入する貨物がバーゼル法の規制対象物となるか否かの目安となる「バーゼル法関連簡易該非判断システム」を経済産業省Webサイトに掲載していますので、ご利用ください。URLは、次のとおりです。

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/bsimple\\_judgmentsys/](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/bsimple_judgmentsys/)

## (2) 相談方法等

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、上述の相談窓口へ郵送又はFAXにより事前に送付の上、ご相談ください。

送付された場合は、その旨、送付した相談窓口へ電話にてご連絡ください。ご連絡がない場合は、原則として事前相談を受け付けませんので、ご注意ください。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行ってください。

事前相談のほか、次の資料又はその写しの提出をお願いしています。

<基本的に提出が必須のもの>

- ① インボイス（管理システムは、このインボイス番号で管理されています。）
- ② 輸出入契約書
- ③ 国内取引伝票（請求書、領収書等）
- ④ 貨物全体の写真（異なる貨物や種類が異なる物は、それごとの写真で鮮明なもの。）

<必要に応じて提出いただくもの>

- ⑤ 成分分析表
- ⑥ 分析サンプルの写真
- ⑦ 企業概要
- ⑧ その他

事前相談をお受けした場合にも、質問をし、必要な追加書類の提出をお願いする場合があります。相談の助言には、ある程度の日数を要します。時間的な余裕をもって、ご相談ください。ご相談日にインボイス番号が確定していない場合もあり得ますが、この場合、相談窓口にお問い合わせください。

参考：（一財）日本環境衛生センターの場合

提出書類の不足等がない場合やセンターからの質問に対し回答をいただいた場合、ご相談を受けた日（質問の回答を得た日）の次の業務日までに助言するよう努めています。管理システムには、その助言した日の次の業務日の午前中に登録するよう努力しています。なお、税関申告予定日（当日）のご相談は、基本的にお受けできません。

地方環境事務所、経済産業省の場合

両省では、（一財）日本環境衛生センターで受け付けている貨物以外の、比較的、該非判断が難しい貨物等のご相談を受け付けており、確認させていただく点が多いことから、審査にあたり日数を要することにご留意ください。（貨物の内容によっては、環境省（本省）と経済産業省で調整、協議するものもあります。）

なお、事前相談の助言は、先述（第2章参照）したとおり、口頭でいたします。また、ご提出いただいた資料は、原則返却いたしません。

経済産業省の当該事前相談に係る委託事業は、年度が変わると受託者が変更となる場合もありますので、ご注意ください。（平成28年度：（一財）日本環境衛生センター）